

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【公表番号】特表2019-501253(P2019-501253A)

【公表日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-002

【出願番号】特願2018-532118(P2018-532118)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 L	53/02	(2006.01)
C 08 L	77/00	(2006.01)
C 08 L	67/00	(2006.01)
C 08 K	5/14	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00	
C 08 L	53/02	
C 08 L	77/00	
C 08 L	67/00	
C 08 K	5/14	
B 60 C	1/00	A

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月9日(2019.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくともトレッドが、35phrと99phr(エラストマー100質量部当たりの質量部)の間の含有量のジエンエラストマーと、1phrと65phrの間の含有量の、エラストマーブロックと熱可塑性ブロックコポリマータイプの熱可塑性エラストマーと、有機ペルオキシドをベースとする架橋系とを少なくともベースとする組成物を含む、タイヤ。

【請求項2】

前記熱可塑性エラストマーが、ポリエーテルタイプの少なくとも1個のエラストマーブロックおよび非スチレンタイプの少なくとも1個の熱可塑性ブロックを含むブロックコポリマー、水素化されていてもよいランダムブタジエン/スチレンコポリマータイプの少なくとも1個のエラストマーブロックとスチレンタイプの少なくとも1個の熱可塑性ブロックを含むブロックコポリマー((H)SBR-PS TPE)、およびこれらの熱可塑性エラストマーの混合物からなる群から選択される、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項3】

前記熱可塑性エラストマーが、ポリエーテルタイプの少なくとも1個のエラストマーブロックと少なくとも1つのポリアミド熱可塑性ブロックを含むブロックコポリマー(PEBA)、ポリエーテルタイプの少なくとも1個のエラストマーブロックと少なくとも1個のポリエステル熱可塑性ブロックを含むブロックコポリマー(COPE)、水素化されていてもよいランダムブタジエン/スチレンコポリマータイプの少なくとも1個のエラストマーブロックとスチレンタイプの少なくとも1個の熱可塑性ブロックを含むブロックコポリマー((H)SB

R-PS TPE)、およびこれらの熱可塑性エラストマーの混合物からなる群から選択される、請求項2記載のタイヤ。

【請求項4】

水素化されていてもよいランダムブタジエン/スチレンコポリマータイプの前記エラストマーブロック(1個以上)が、前記ブタジエン部分において25モル%～100モル%の範囲の割合の二重結合が水素化されるような方法で水素化されている、請求項2又は3に記載のタイヤ。

【請求項5】

前記(H)SBR-PS TPEブロックコポリマーの前記熱可塑性ブロック(1個以上)が、ポリスチレンから選ばれる、請求項2～4のいずれか1項記載のタイヤ。

【請求項6】

前記ジエンエラストマーが、本質的に不飽和のジエンエラストマーおよびこれらのエラストマーの混合物からなる群から選択される、請求項1～5のいずれか1項記載のタイヤ。

【請求項7】

ジエンエラストマーの前記含有量が40～90phrの範囲内であり、前記熱可塑性エラストマーの前記含有量が10～60phrの範囲内である、請求項1～6のいずれか1項記載のタイヤ。

【請求項8】

前記トレッドの前記組成物が、さらに、補強用充填剤を100phr未満の含有量で含む、請求項1～7のいずれか1項記載のタイヤ。

【請求項9】

前記トレッドの前記組成物が、可塑化用系を含まないかまたは可塑化用系を20phr未満の総可塑剤含有量で含む、請求項1～8のいずれか1項記載のタイヤ。

【請求項10】

置換されていてもよいポリフェニレンエーテル単位を含む熱可塑性樹脂をさらに含む、請求項1～8のいずれか1項記載のタイヤ。